

京都府高病原性鳥インフルエンザ等対策本部等設置要綱（改正後）

（趣旨）

第1条 この要綱は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「高病原性鳥インフルエンザ等」という。）に対する総合的な対策を関係部局の緊密な連携の下に講じるための京都府高病原性鳥インフルエンザ等対策本部、京都府高病原性鳥インフルエンザ等現地対策本部、京都府高病原性鳥インフルエンザ等警戒本部及び京都府高病原性鳥インフルエンザ等現地警戒本部（以下「対策本部等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対策本部の設置）

第2条 府内又は隣接府県において家きんに高病原性鳥インフルエンザ等が発生したときは、関係部局の緊密な連携の下に、総合的な対策を迅速かつ的確に講じるため、京都府高病原性鳥インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

（対策本部の組織）

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、知事又は知事の指名する者をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てるほか、議会事務局長、教育委員会教育長及び警察本部長の職にある者に委嘱する。

（本部長の職務）

第4条 本部長は、対策本部の事務を総理する。

2 本部長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位に基づき、その職務を代理する。

（対策本部会議）

第5条 対策本部の会議は、本部長が必要と認めたときに、本部長が招集する。

2 本部長が必要と認めたときは、対策本部以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（審議事項）

第6条 対策本部は、高病原性鳥インフルエンザ等に関し、次の事項に掲げる事項について審議し、総合的な対策を決定するものとする。

（1）指揮命令系統の確立に関すること。

（2）感染拡大防止、広報啓発等の企画・調整に関すること。

（3）国、他府県及び市町村との連絡調整に関すること。

（4）関係情報の総合収集・分析に関すること。

（5）現地対策本部との連絡調整に関すること。

（6）その他重要な高病原性鳥インフルエンザ等対策に関すること。

(専門家会議の設置)

第7条 本部長は、高病原性鳥インフルエンザ等対策に関する技術的事項を検討するため、専門的知識を有する学識経験者等で構成する専門家会議を置くことができる。

2 専門家会議を構成する学識経験者等は、本部長が委嘱する。

(現地対策本部)

第8条 府内又は隣接府県において家きんに高病原性鳥インフルエンザ等が発生したときは、発生地と対策本部との連絡調整及び機動的な対応を講じるため、京都府広域振興局に京都府高病原性鳥インフルエンザ等現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。

2 現地対策本部は、現地対策本部長及び現地対策本部員をもって構成する。

3 現地対策本部長は、京都府広域振興局長をもって充てる。

4 現地対策本部員は、地域の実情に応じ、現地対策本部長が決定する。

(警戒本部)

第9条 隣接府県以外の複数都道府県において家きんに高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、府内への被害が予測されるとき又は府内・隣接府県において死亡野鳥の確定検査で高病原性鳥インフルエンザ等と確定したときは、情報の収集・集約、養鶏農家等への防疫対策等の厳重な警戒体制を講じるため、京都府高病原性鳥インフルエンザ等警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

2 警戒本部は、警戒本部長及び警戒本部員をもって構成する。

3 警戒本部長は、副知事をもって充てる。

4 警戒本部員は、警戒本部長が本部員となるべき者のうちから指名する者及び広域振興局長をもって充てる。

(現地警戒本部)

第10条 隣接府県以外の複数都道府県において家きんに高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、府内への被害が予測されるとき又は府内・隣接府県において死亡野鳥の確定検査で高病原性鳥インフルエンザ等と確定したときは、警戒本部との連絡調整及び機動的な対応を講じるため、京都府広域振興局に京都府高病原性鳥インフルエンザ等現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置する。

2 現地警戒本部は、現地警戒本部長及び現地警戒本部員をもって構成する。

3 現地警戒本部長は、京都府広域振興局長をもって充てる。

4 現地警戒本部員は、地域の実情に応じ、現地警戒本部長が決定する。

(庶務)

第11条 対策本部及び警戒本部の庶務は、防災・原子力安全課及び農政課において処理する。

2 現地対策本部及び現地警戒本部の庶務は、京都府広域振興局において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、対策本部等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則
この要綱は、平成17年1月24日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年2月23日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年1月9日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

別表

危機管理監
知事室長
職員長
会計管理者
総務部長
政策企画部長
府民生活部長
文化環境部長
健康福祉部長
商工労働観光部長
農林水産部長
建設交通部長
防災監